

いしかわ男女共同参画推進宣言企業

当社は、男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、次の取組を行うことを宣言します。

1. 計画期間

平成 31 年 9 月 26 日から令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 宣言内容

ポジティブアクション推進の取組

- 性別の区別なく採用活動を行い能力主義で評価し、管理職に起用します。
（役職 3 部署中 2 名女性 平成 25 年現在）
- 仕事に対する性別の固定概念を払拭し、女性の活動推進の支援について社内の意識改革を図ります。
- 柔軟な働き方に対応した制度の導入や雇用管理上の配慮をし、仕事と家庭の両立を支援する体制充実と周知を推進していきます。

ワークライフバランス推進の取組

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい職場環境の整備を行います。

- [育児・介護休業法に関する事項の周知]
子どもの出生時に父親が休暇を取得できるように検討します。
- [ノー残業デーを増やし、所定外労働時間の削減]
年間 12 回だったノー残業デーを、年間 24 回（月 2 回）を増やすことを目指します。
- [継続目標政策]
育児・介護休業制度の充実を図り、会社全体で制度利用しやすい環境づくりに努め、所得者がスムーズに職場復帰できる環境づくりを推進します。
有給休暇の取得促進を目指します。

その他

職場環境については、管理職がよくその制度の趣旨を理解することが肝要であり、管理職を中心として社内全体に啓蒙を図っていきます。